

議案第120号

指定管理者の指定について（北区ほか13区の区域の市営住宅及び共同施設）

北区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区、東成区、旭区、城東区及び鶴見区の区域の市営住宅及び共同施設について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 指定管理者

大阪市北区天神橋6丁目4番20号

大阪市住宅供給公社

2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年9月18日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

北区ほか13区の区域の市営住宅及び共同施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法 (抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7－11 省 略